

不動産投資顧問業登録規程

1. 案内情報

- 手続名 : 不動産投資顧問業の登録、更新、変更、営業報告、廃業（以下登録等という）に係る申請・届出
- 手続根拠 : 不動産投資顧問業登録規程（平成 12 年建設省告示第 1828 号、以下規程という）
- 手続対象者 : 規程に定める登録等を申請・届出する不動産投資顧問業者
- 提出時期 : 申請は随時提出、更新は有効期間満了の日前 30 日までに提出、変更は変更事項発生日から 2 週間以内に提出、営業報告書は毎営業年度経過後 3 ヶ月以内に提出、廃業は廃業事由発生日から 30 日までに提出
- 提出方法 : 登録等に係る申請書等を作成し、国土交通省総合政策局不動産課不動産市場整備室投資顧問業係あて提出（持参又は郵送）
- 手数料 : なし
- 提出書類・部数 : 規程に定められた書類を一部提出

2. 窓口情報

- 提出先 : 国土交通省総合政策局不動産課不動産市場整備室投資顧問業係
03 - 5253 - 8111（内線）25156
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : 国土交通省総合政策局不動産課不動産市場整備室投資顧問業係

3. 審査基準

不動産投資顧問業登録規程

不動産投資顧問業登録規程の運用について（平成 13 年 10 月 15 日国総動整第 244 号）